

資料 3

学校給食における給食費の見直しについて（経緯）

1 給食費の推移

	小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学校
令和6年度	292 円 (うち補助額 38 円)	311 円 (うち補助額 41 円)	328 円 (うち補助額 43 円)	388 円 (うち補助額 51 円)
令和7年度 (4~9月)	297 円	316 円	333 円	394 円
令和7年度 (10~3月)	328 円 (うち上乗せ額 31 円)	349 円 (うち上乗せ額 33 円)	368 円 (うち上乗せ額 35 円)	435 円 (うち上乗せ額 41 円)

【令和6年度】

総務省統計局作成の消費者物価指数（2020 年基準）（以下、「消費者物価指数」という。）の東京都区部（中旬速報値）の数値を使用し、令和5年10月までの物価上昇率を 15.0%と推計し、令和6年度は、給食食材購入費補助金（1 食単価に上乗せする補助金）を1食単価の15%分とした。

【令和7年度4月~】

令和6年10月の学校給食運営審議会の答申を踏まえ、令和7年4月より給食費を改定した。改定内容は以下のとおり。

- ・物価高騰が続いている状況を受け、給食費補助金による支援ではなく、給食費自体の改定を実施することが適切と判断
- ・給食費改定額は、令和6年度の1食単価に令和6年9月時点の消費者物価指数を基にした補助金（1食単価の17%相当額）を加えた額とし、改定の適用時期は令和7年4月からとする。

【令和7年度10月~】

令和7年度4月に給食費の改定を行ったが、その後も食料品の物価高騰が継続しており、今後も物価高騰が見込まれたため、学校給食の質・量を確保し、安定的に提供することを目的として、令和7年10月から令和8年3月までの給食費について物価高騰対策を実施した。

現行給食費の基準となった令和6年9月以降、令和7年6月までの消費者物価指数の平均（約 6.1%）が、令和8年3月まで継続すると見込み、物価高騰影響額を積算した。